

診療報酬改定 2020 の動向



重症度、医療・看護必要度は厳格化！ 入院料の選択への影響は！？

2020年1月15日の中医協において、重症度、医療・看護必要度の見直しを踏まえた施設基準について具体的な数値が示されました。各病院への影響はどのようなものになるのでしょうか？本号では変更のポイントと対応策について考えます。

point①

必要度の判定基準において基準②が除外に！ 認知症関連項目の評価を縮小へ！

基準②とはB14又はB15に該当し、A得点1点以上かつB得点3点以上で、認知症やせん妄の患者を評価したものでした。

B得点の評価としてはその項目は残りますが、認知症とせん妄の患者の評価は縮小されることとなります。

基準①：A得点2点以上かつB得点3点以上
基準②：「B14」又は「B15」に該当する患者であって、A得点が1点以上かつB得点が3点以上
基準③：A得点3点以上
基準④：C得点1点以上

重症度、医療・看護必要度の基準(2018年度)

point②

手術項目の対象日数が在院日数の5割に！ 手術関連項目の評価は拡大傾向！

	現行	見直し後
開頭手術	7日間	13日間
開胸手術	7日間	12日間
開腹手術	4日間	7日間
骨の手術	5日間	11日間
胸腔鏡・腹腔鏡手術	3日間	5日間
全身麻酔・脊椎麻酔の手術	2日間	5日間
救命等に係る内科的治療	2日間	5日間
新たに追加する検査	なし	2日間
新たに追加する手術	なし	6日間

手術にかかる評価対象日数の見直し

C項目の評価日数は在院日数の中央値の5割程度となる予定で、手術項目の評価日数は延長されることになりそうです。

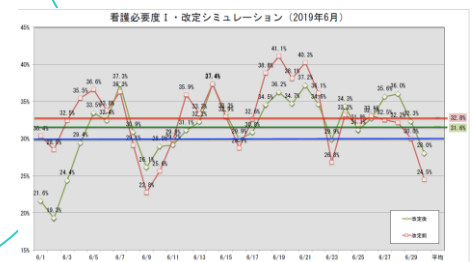
また、入院を伴う2万点以上の手術も評価対象として追加される見込みで、手術件数の多い病院にとっては追い風となりそうです。

対応策

早急な影響度シミュレーションが必要！ 対策検討のためにも今のうちに実態把握を！

手術件数が多い病院には影響が少なく、認知症やせん妄患者による対象患者が多い病院には影響が大きくなりそうです。

早期に対策を検討するため今のうちに自院における影響度シミュレーションを行い、実態把握しておくことを強くお勧めいたします！



戸田建設株式会社
医療福祉部

郵便番号 104-0032
東京都中央区八丁堀2-8-5
電話：03-3535-6271
FAX：03-3551-8916
HP:<http://medical.toda.co.jp/>